

エネルギー政策基本法とエネルギー基本計画

- ① エネルギー政策基本法に基づき、エネルギー需給に関する施策の長期的、総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として、エネルギー基本計画を策定。
- ② 今般、同法に基づき、「安定供給の確保」、「環境への適合」、「効率性の確保」の3つの観点から資源エネルギーの基本政策の見直しを行い、エネルギー基本計画を改定。
- ③ 成長戦略の策定や地球温暖化対策に係る検討とも連携し、大胆な見直しに着手。

<参考:エネルギー政策基本法(平成十四年法律第七十一号)(抄)>

第十二条 政府は、エネルギーの需給に関する施策の長期的、総合的かつ計画的な推進を図るため、エネルギーの需給に関する基本的な計画(以下「エネルギー基本計画」という。)を定めなければならない。

3 経済産業大臣は、関係行政機関の長の意見を聴くとともに、総合資源エネルギー調査会の意見を聴いて、エネルギー基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

5 政府は、エネルギーをめぐる情勢の変化を勘案し、及びエネルギーに関する施策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも三年ごとに、エネルギー基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。

<今般の検討の位置付け>

成長戦略の策定
(成長戦略策定会議)

資源エネルギー基本政策見直し
の検討

地球温暖化対策の検討
(関係閣僚会議等)

連携

連携

とりまとめ
(平成22年5~6月)

エネルギー基本計画の改定
(閣議決定)

今後の資源エネルギー政策に反映

<これまでの経緯>

平成14(2002)年6月
エネルギー政策基本法成立

平成15(2003)年10月
エネルギー基本計画策定

平成19(2007)年3月
エネルギー基本計画改定

現行エネルギー基本計画について

3つの基本方針

安定供給の確保

環境への適合

市場原理の活用

長期的、総合的かつ計画的に講ずべき施策

<多様なエネルギーの開発、導入及び利用>

○原子力

- ・今後も原子力発電を基幹電源として位置づけ、核燃料サイクルを推進
- ・「原子力立国」実現に向けた政策展開
- ・我が国の技術や経験を生かし、積極的に国際展開を進める

○新エネルギー

- ・成長段階に応じた支援（RPS法の推進、技術開発の推進 等）
- ・周辺関連産業や地域との融合を通じた厚みのある産業構造の形成

○ガス体エネルギー

- ・天然ガスの流通・調達の円滑化、燃料転換等による需要拡大
- ・LPガスの利用の効率化・多様化や経営の効率化等の推進 等

○石炭

- ・石炭ガス化等のクリーン・コール・テクノロジーの開発・アジアへの普及

○運輸部門のエネルギー多様化

- ・バイオマス由来燃料、GTL等の新燃料の導入に向けた取組推進
- ・電気自動車・燃料電池自動車等の開発・普及に向けた取組推進 等

<エネルギー需要対策の推進>

○省エネルギーの推進

- ・省エネルギー技術戦略の構築（技術開発のロードマップ 等）
- ・セクター別ベンチマークアプローチの導入（分野ごとに省エネ性能や 取組状況を評価する基準の設定）と初期需要の創出
- ・省エネ投資が市場（投資家等）から評価される仕組みの確立（トップランナー基準の国際展開等） 等

<安定供給確保に向けた戦略的取組>

- ・資源産出国との戦略的・総合的な関係強化（先端科学技術協力、投資交流・人材育成協力等の推進、ODAの戦略的活用）
- ・首脳・閣僚レベルでの資源外交の積極的な展開
- ・JOGMEC等のリスクマネー供給機能等の充実
- 資源確保指針の策定 等

<エネルギー・環境分野の国際協力>

- ・アジア協力の推進（省エネ、新エネ、石炭利用・保安、原子力 等）
- ・地球温暖化問題に係る実効ある国際的枠組みを主導（米・中・印等主要排出国の参加が不可欠）

長期的、総合的かつ計画的に講ずべき研究開発等

・エネルギー技術戦略の策定

（明確な政策目標設定、ロードマップの提示による官民一体となった戦略的な技術開発）

<緊急時対応>

<電気・ガス事業制度>

今回の検討の主な視点及びアプローチ

1. 検討の視点

「エネルギー政策の中長期的な方向性」

→ エネルギー・環境を取り巻く内外の情勢変化を踏まえつつ、エネルギー安定供給、環境問題への対応、市場原理の活用を基本として、今後官民で取り組むべき中長期的な方向性を検討する。

「エネルギー需給構造改革を通じた産業・社会構造の転換」

→ エネルギー需給構造の改革を通じ、新たな産業・社会構造やライフスタイル等の転換を誘導する政策体系を構築する。

「経済成長の誘発」

→ エネルギー需給構造の改革により、日本全体及びアジアを含む世界の経済成長を促進させる。

2. 検討のアプローチ

「目標への新たな誘導手法」

→ 意欲的な目標設定と、その達成に向けて産業界や国民を誘導する手法を採用する。

「中長期展望と部門ごとの施策ロードマップ」

→ 革新的技術の開発や産業・社会構造の転換の効果が現れる「2030」年を視野に入れた、中長期的なエネルギー需給等の展望、産業・民生・運輸の部門毎の対策の大枠及びそのための具体的な施策のロードマップを作成する。